



報道発表資料の配信日時 3月 6日(水)

| | | |
|-----------------|---|--|
| 発表項目 (行事名) | 令和5年度北海道指導林家認定証交付式について | |
| 概要 | <p>この度、鹿追町と新得町に森林を所有する飯沼新吾氏が「北海道指導林家」として令和6年3月11日に認定される予定ですので、次のとおり認定証交付式を開催します。</p> <p>【北海道指導林家認定証交付式】</p> <p>1 日時：令和6年3月13日(水) 13:30～</p> <p>2 場所：鹿追町役場1階応接室</p> <p>3 認定者：飯沼 新吾(いぬま しんご)氏 交付者：十勝総合振興局森林室長 中村 喜裕 立会者：鹿追町長 喜井 知己氏 西十勝森林組合代表理事組合長 村岡 昇氏</p> <p>※交付式終了後、記念撮影と懇談を予定しています。</p> | |
| 参考 | <p>○北海道指導林家</p> <p>【趣旨】</p> <p>北海道では林家の模範となるような林業生産活動を展開している意欲的な林家を「北海道指導林家」として平成12年度から認定しています。</p> <p>指導林家の資質の向上を図るとともに、道のパートナーとして林業の普及に努めています。</p> <p>【指導林家数】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度末現在、全道で336名 今年度の新たな認定は全道で8名(うち十勝管内は飯沼氏1名) 十勝管内では飯沼氏を含めて31名 | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | |
| | 同時レク | |
| | 記者レク | |
| その他 | | |
| 担当(連絡先) | 北海道十勝総合振興局 森林室 普及課 普及推進係(担当:藤本) TEL 015-572-2141(直通) | |

北海道指導林家認定要領

林業第1637号

平成12年11月7日

最終改正

〔森活第74号〕

〔令和5年4月13日〕

第1 趣旨

林業普及指導事業においては、長期性という林業の特質を踏まえ、地域林業に取り組む林家や林業後継者等の各種活動の支援を行ってきたところである。

その成果として、近年の林業を取り巻く厳しい情勢の中においても、林家の模範となるような林業生産活動を展開している意欲的な林家（以下「林家等」という。）が見られるところであり、これらの林家等を地域林業を先導する中核的な存在として育成確保することが、持続可能な森林経営の推進を図るために重要となっている。

このため、模範的な施業技術等を有している林家等を「指導林家」として認定し、これら指導林家の資質の向上、確保を図るとともに、林業普及指導事業における指導者として積極的な活用を図ることとする。

第2 指導林家の要件

指導林家は、次の各号の要件に適合する者とする。

- (1) 地域の模範となる林業経営等を行っている者。
- (2) 人格・見識が優れている者。
- (3) 林業後継者の育成指導に理解があり、積極的に指導活動ができる者。
- (4) 各種コンクール等に積極的に参加し、林業技術・知識の研鑽を行っている者。
- (5) 上記以外の者で、特に指導林家として認定することが妥当であると認められる者。

第3 指導林家の推薦

- (1) 市町村長は、別記第1号様式の推薦調書により、要領第2の要件を満たす者を指導林家として、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に推薦するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、市町村から推薦のあった推薦調書に、別記第2号様式の同意書を添え、3月10日までに知事に進達するものとする。

第4 指導林家の認定

知事は、市町村長の推薦を受けた者を審査し、別記第3号様式の指導林家認定証を交付し、指導林家として認定するものとする。

第5 指導林家の登録

知事は、指導林家を認定したときは、別記第4号様式の指導林家認定台帳を作成し、認定番号を登録・保管するものとする。

第6 指導林家の活動

- 1 指導林家は、自らの林業経営活動や調査研究等により資質の向上に努めるとともに、林業技術の普及及び林業後継者等の育成指導を行うものとし、次の事項を積極的に推進することとする。
 - (1) 道等が実施する研修会等に積極的に参加し、森林施業技術や林業経営についての調査研究及び自らの技術の向上に努める。
 - (2) 先進的な森林施業技術等を林業後継者等に普及指導する。
 - (3) 森林所有者の森林施業技術の向上に努め、森林施業の実行確保に努める。
 - (4) 林業グループ、青年林業士等と連携を図るとともに、林業後継者等の育成強化に努める。
 - (5) 普及指導職員と連携・調整を図り、地域林業の振興に寄与する。
- 2 総合振興局長等は、認定されたこれら指導林家の活動経過を別記第5号様式の指導林家活動記録簿に整理するものとする。

第7 活用及び支援

道及び市町村長等は、林業施策において、指導林家を積極的に活用するとともに、これらの者に対する各種支援を実施するものとする。

第8 認定の取り消し

指導林家の認定の取り消しは、次の事項に該当する場合に行うものとする。

ただし、(1)～(3)の場合にあっては、市町村長は、認定者の指導林家辞退申出書に意見書を添え、総合振興局長等に進達するものとする。また、総合振興局長等は、認定者の辞退申出書及び市町村長の意見書を、知事に進達するものとする。

知事は、認定者の辞退申出書を審査し、認定の取り消しを行うものとする。また、その認定を取り消したときは、総合振興局長等及び市町村長等に通知するものとする。

- (1) 指導林家として社会的、道義的に適性を欠くに至ると判断されるとき。
- (2) 第6の指導林家としての活動に支障をきたすとき。
- (3) 本人の申し出により、指導林家を辞退する旨の報告があったとき。
- (4) 当該指導林家が死亡したとき。
- (5) その他の理由により、知事が欠格者と認定したとき。

第9 礼状の送付

知事は、第8の(3)及び(4)に基づき認定の取り消しを行ったときは、別に定める礼状送付基準により、礼状を送付するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

| | | |
|------|-----------|--------------|
| 施行 | 平成12年11月 | 7日付け林業第1637号 |
| 一部改正 | 平成18年4月 | 7日付け森活第35号 |
| 一部改正 | 平成22年4月 | 1日付け森活第1290号 |
| 一部改正 | 平成25年8月 | 2日付け森活第332号 |
| 一部改正 | 平成26年12月 | 9日付け森活第531号 |
| 一部改正 | 令和5年4月13日 | 付け森活第74号 |
